

Title	戦争と信用通貨並に財政 ( 三 )
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.7 (1918. 7) ,p.960(86)- 969(95)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180701-0086">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180701-0086</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

は自ら明なるを見る可し。蓋し簿記は會計學の  
闡明したる原理原則に準據して初めて其自身の  
職責を全ふするを得可く、監査は助を此處に借  
りて當否を判断す可き準繩を得るに至ると謂ふ  
可き次第たればなり。

### 戰爭と信用通貨并に財政(三)

#### 堀江 歸一

#### 第二章 第二節 銀行の狀態 (續)

#### 二、市中諸銀行 (續)

(2)、預金の増加。千九百十六年中市中諸銀行  
の預金は二億七百十三萬四千磅の増加を示した  
るが、此増加の原因たる、千九百十四年并に同  
十五年に於ける異常の増加と同じく、政府并に  
銀行が各種の形態に於て、信用を製造したるの

事實に存するものとす可し。元來銀行が軍事公  
債に應募するときは、取引先の預金に増加を惹  
起さざるを得ず。即銀行は公債に應募するや一  
方に政府と契約し右の應募に對して拂込む可き  
金額を政府に物資勞力を提供したる銀行取引先  
の預金勘定に移すを得ればなり。又千九百十六  
年中銀行全體の預金に二億七百十三萬四千磅を  
増加したると共に、支拂準備金に一億一千三百  
萬磅の増加を來したり。此増加は政府に對する  
市中諸銀行の一時的貸出、市中諸銀行の所有に  
屬する政府紙幣の増加、政府紙幣償還資金に對  
する政府の取付に基き、銀行の取引先が現金を  
以て引出すよりも多額の預金を爲したるが故に  
非ず。而して預金増加の支拂準備金増加に比較  
して大なるは當座并に短期通知資金に於ける増  
加二千萬磅、割引手形に於ける増加四千九百萬  
磅、普通の取引先にして政府より支拂を受けん

とする者に對する貸付金の増加三千五百萬磅の  
存するが故にして、是等の金額に現金準備金の  
増加を加ふるときは、二億一千七百萬磅に上る  
可く、其預金の増加に對して一千萬磅の相違あ  
るは、英蘭銀行以外の銀行紙幣流通高の増加七  
百萬磅、銀行積立金の減少百萬磅放資の減少四  
百萬磅あるが故なり。更に千九百十六年末と千  
九百十三年末とに就て、銀行の取引先に對する  
當座勘定を比較するに、前者に於て四億八百萬  
磅の増加を示し、一年の増加割合一億三千六百  
萬磅にして、戦前即ち千九百四年より同十三年  
に至る平均増加三千萬磅に對して、異常の膨脹  
を告げたることを知らざる可からず。

銀行信用と取引先の預金との關係を明瞭なら  
しむる爲め、委員會の一員は兩者の關係を律す  
る根本原則に關して、左の如き要項を報告した  
り。

(A) 銀行預金が平時に於て増加するは、主と  
して信用の膨脹に基くものなり。千九百四年  
より同十三年に至る十年間銀行預金は毎年平  
均三千萬磅を増加したるが、此内二千七百萬  
磅は銀行の信用膨脹に基き、取引先が法貨を  
以て預入れたる金額の其引出したる金額に超  
過したるは僅に三百萬磅に止まれり。  
(B) 銀行が引續き社會に信用を供する間は銀  
行の預金債務は之に伴つて増加す可し。蓋し  
銀行が債務を負はんか、其債務にして法貨を  
以て取付けられざる限り、銀行の帳簿に於て  
債權の記入せらるゝものある可く、銀行の預  
金の約九割は銀行の信用の膨脹したる結果に  
外ならざればなり。  
(C) 銀行にして所謂信用の管理者たる以上  
は、其取引先に對して貸付金を爲すや、單に  
取引先の爲めに、帳簿上の振替記入を爲すに

止まる。唯銀行は其支拂準備金即ち手元現金并に英蘭銀行に於ける預金殘高に依て貸付金の金額を制するを必要とす。

(D) 重なる銀行は何れも英蘭銀行に信用殘高を有し、銀行間に於ける交換尻の決済に充つると共に、取引先の預金引出が預金預入に超過したる場合の支拂に備うるものとす。

(E) 銀行が其取引先の預金に於ける増加よりも大なる程度に於て、信用を許すときは、其支拂準備金は漸次他銀行の掌裡に移らざるを得ず。即ち取引先の預金并に支拂準備金は他の諸銀行が信用を與ふる程度に依て消長するものとす可く、唯地方の事情が此間に於て信用の分配を左右することありとす。

(F) 現在の預金が銀行に債權を有する人に移さるれば、預金の金額は爲めに減少す可く、貸付の行はれたる場合には、舊債權は新債權

の振替に依て、銷却せらるゝを以て、預金の金額は新債權の爲めに、特に膨脹せざる可し。(G) 現代の信用状態の下に於ける銀行の業務は二種の性質を有す。即ち一方に現在の預金を取引先の命令に依て他に移し、他の一方に信用の貸付を増加して、預金を膨脹さるゝもの是なり。

(H) 現存する信用を移し、又新なる信用を設くることは近代の生産に於て、絶対に必要なるを以て、銀行は社會に大なる効用を致す可し。

(I) 戦時に於ける政府と平時に於ける公衆とは銀行より信用を得るに就て、大なる相違あり、前者は、戦争に伴う破壊的目的を達する物資勤勞を生産し、消費する爲めにするに反し、後者は生産力を増加し、將來社會の用に供せらるゝ物資の供給を増加する爲めにする

ものなり。

(J) 軍事公債に對する公衆の應募は單に銀行預金に對する所有權の移轉たるに止まり、此移轉を爲したる者は其度毎に政府の證書を領收し、將來の生産并に勤勞に對する權利を有するものなり。然らば近代の銀行業の状態に於て軍事公債の發行せらるゝ場合には、發行

の條件、資金醜集の方法が公衆を誘ふに足り且つ一方に公債の拂込まるゝと共に、經費として拂出さるゝ時期の猶豫あらんか、發行額の大なるを得る道理なり。

千九百十三年より同十六年に於ける英國諸銀行の預金を比較するに、左の如し。

(單位一千磅)

英 蘭 土	蘇 格 蘭	愛 蘭
一九一三年	八〇九、三五二	一二五、八八七
一九一四	八九五、五六一	一三二、五〇四
一九一五	九九二、五五五	一四〇、五六八
一九一六	一、一五四、八七七	一六六、六二〇
		八三、七四六
		三九、一八三
		一、四四四、四二六
		二〇〇、六九〇
		二七、〇九〇
		一、〇三二、九八六
		四六、五六三
		三二、八七四
		一、一三五、四四〇
		一〇二、四五四
		三三、八九一
		一、二四三、七三六
		一〇八、二九六

(3)、軍事公債の影響。千九百十七年一月十二日より二月十六日に至る間に發行せられたる軍事公債の成績に就ては、後に論ずる所ある可し本項に於ては其金融に及ぼせる影響に就て述べるに、同公債の應募高は約十億磅に上りたるが

應募高中七割乃至八割は應募と同時に、全額の拂込を了したるが故に、市中諸銀行は僅々二三週間内に國庫に六億乃至六億五千萬磅(應募者が拂込に代用したる大藏省證券を除き)を拂込まざる可からざることとなり、此金額は取引先

の預金の半額に當れり。此廣大なる金融上の取引は國庫が軍事公債の勘定に宛て、市中諸銀行より拂込む資金を受取るに隨ひ、之を拂出したることに依て行はれ、斯くて諸銀行に於ける取引先の預金并に英蘭銀行に於ける諸銀行の残高をして、舊狀に復せしむるを得たり。而して以上の拂込を容易ならしむるを得たる一原因としては、市中諸銀行が短期間を限つて、英蘭銀行に融通したる遊金の全部又は一部を回収し、更に進んで英蘭銀行より一時の借入金を爲したるの事實を擧ぐ可く、當時諸銀行は英蘭銀行に就き、一個月期限なれば五分の利子を以て、其以上の期限なれば五分二厘五毛の利子を以て、資金を借入るゝを得たり。エコノミストが二月二十四日、三月三日、同十日發行の誌上に於て、二月二十一日、同二十八日、三月八日付の英蘭銀行營業報告に就て爲したる説明は參考に資す

るものあるを以て、左に抄出す可し。銀行營業報告に於て、「政府證書」に五千萬磅の減少を示せるは、國庫が借入金を決済したる結果にして、又「其他證書」に四千九百萬磅を増加したるは、諸銀行が英蘭銀行に貸付けたる資金を回収したる結果なり。銀行營業報告に於て「其他證書」に二千四百萬磅を増加したるは、諸銀行が英蘭銀行に就て借入金を爲すと共に、貸付金を回収したる結果なり。銀行營業報告に於て「其他證書」に七千八百五十萬磅を増加し、「政府證書」に五千五十萬磅を減少したるは、政府が銀行に債務を決済し、銀行が市場又は他の銀行に貸出を爲したる結果なり。債務に於て四千五百萬磅の「其他預金」を減じ、七千三百萬磅の「政府預金」を加へたるが如き、銀行が其背後に富裕なる社會の

信任を有する場合に、帳簿上の記入に依て、大なる取引を爲すことを得るの例證とするを得べし。

軍事公債の豫告せらるゝや、銀行業者の間には現金の大移動の起るを避くる爲め、銀行取引先其他の公債に對する拂込金は之を其儘取扱銀行に預入れ置き必要の生ずるに隨て、政府に於て之を取立つることゝし、既往の公債に於ける

如く、直に英蘭銀行の國庫勘定に移さしめざるの意見を懐く者ありたれども、大藏省の容るゝ所と爲らず、英蘭銀行の國庫金勘定に移すに先だち、拂込の日より十五日間取扱銀行に應募金を預入れ置く折衷策行はるゝことゝなれり。

三、貯蓄銀行

貯蓄銀行に於ける貯金并に郵便貯金に關する統計を擧ぐれば、左の如し。

貯蓄銀行

十一月二十日に終る年次	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年
銀行 數	二〇二	一九六	一九一	一九〇
預金者數	一、九二二、八二〇	一、九一七、九四四	一、九六六、七三〇	二、〇一五、五五〇
増 加	四二、三一〇	五、一二四	四八、七八六	四八、八二〇
預金者 勘定				
一 般 部	五四、二五八、八六一磅	五三、九四三、二七一磅	五一、四一二、三七〇磅	五三、七八三、〇〇〇磅
放 資 部	一四、二八九、一一六	一五、五一〇、六一五	一五、三七七、二八一	一四、六三三、四七四
合 計	六八、五四七、九七七	六九、四五三、八八六	六六、七八九、六五一	六八、四一六、四七四
増 減	增 一、四二九、九五五	增 九〇五、九〇九	減 二、六六四、二三五	增 一、六二六、八二三
郵 便 貯 金				

十二月卅一日に終る年次

一九一三年

一九一四年

一九一五年

預金者數	九、一八〇、九五〇	九、二八一、三七〇	九、九七一、六七五
増	三二二、九四二	一〇〇、四二〇	六九〇、三〇五
預金者勘定	一八七、二四八、一六七	一九〇、五三三、二〇八	一八六、三二七、五八四
増	五、一四三、六〇三	三、二八五、〇四一	減 四、二〇五、六二四

郵便總長は千九百十五年郵便貯金報告に於て「巨額の資金が軍事公債并に國庫債券に供せられたるに拘はらず、其郵便貯金に影響を及ぼす

ことの寡少なりしは、注目す可き事實なりとす。千九百十五年六七兩月四分五厘利付公債の應募中、貯金引出高は平時に比して、一千八百萬磅を超過したるが、千九百十六年一二兩月五分利付國庫債券發行の際には、其額の遙に少なきを

得たり」と説明し、大藏大臣亦千九百十七年二月二十六日下院に於て、軍事公債の募集運動中、郵便貯金の引出の行はれざることに就て、特に注意を施し、其結果千九百十五年に比較して、公債の發行大なりしに拘はらず、引出高

は六百萬磅の少なきを得たることを陳述したり。

### 第三章 證券動員

英國が證券動員を實行したるは、聯合諸國が合衆國に於て多額の食糧并に軍需品を購入し、爲めに生ずる債務を決済するの必要に出でたるものにして、政府の購入したる有價證券の或るものは直接に合衆國に於て賣却せられ、或るものは合衆國に於て發行せられたる英國公債の擔保となれり。而して戦争第三年に於て、動員計畫の適用が、擴張せらるゝと共に、種々の改正を受け、殊に其強制的要件を生じたるを以て、著しきものとす。左に掲ぐるは動員計畫實施以

來の一斑を示すものなり。

計畫A、千九百十五年十二月十三日大藏大臣は下院に於て、政府が對米爲替の確實を期する目的を以て、英國に於て所有せらるゝ合衆國又は加奈陀弗證券を直接に買入れ、又は借入るゝ希望を有することを言明したり。即ち指定せられたる有價證券の所有者は時價を以て證券を國庫に賣却し、期限五箇年、利率五分の國庫債券の代金を受取るか、然らずんば二年間の期限を以て、國庫に有價證券を預託し、利子配當金の外に、證券の額面百磅に付き十志の割合を以て毎年手数料を交付せらる可く、一方に政府は或る條件の下に、預託せられたる證券を賣却するを得ることとし、後に政府は有價證券の國庫に預託せらるゝことを獎勵する目的を以て、斯く預託せられざる證券に對しては所得一磅に付き二志の割合を以て、附加所得税を加重すること

したり。

計畫B、戦争第三年の初期に於て、有價證券の動員に關して、更に第二の計畫の實行せらるゝを見たり。此計畫に於ては、政府が有價證券を購入することを目的とせず、之を借入れて、以て財政上の便に供せんとするものにして、アルゼンチーン國債、同鐵道證券、伯刺爾確定公債、加奈陀公債并に鐵道證券、埃及、スカンデナヴィア、日本、和蘭、瑞西諸國債并に市債に適用し、其條件として是等證券の所有者は(一)、千九百十七年三月三十一日より五個年を期限として、國庫に有價證券を交付するを得べく、但し政府は千九百十九年三月三十一日以後は三個月以前の豫告に依て、所有者に證券を還付するを得(二)、證券の所有者は國庫に交付したる後に於ても、總て利子配當金を領收し、外に證券の額面價格百磅に付き一年十志の割合を以て、支拂を

受く可く、(三)國庫は交付期間内は何時たりとも必要と認むるに隨ひ、有價證券を賣却する權利を留保す、但し斯る處分の行はれたる後に於ても、證券の預託者は期限内は證券の國庫に保持せられたる場合に於けると同一の支拂を受く可く、期限満了の際、國庫は預託者に還付するに、同一種の有價證券を以てするも、當初預託したると同一の數量を以てするも、將た又預託當時の價格に五分を加へたるものを以てするも可なりとするの諸點を示したり。而して八月十五日に至り、國庫にして他日預託證券の或るものを賣却するの必要に際會するものとし、其賣却代金が預託價格に五分を加へたるものより大なりしときには、預託者は期限満了に際し、賣却代金の全額を領收すること、八月十二日に指定せられたる有價證券の預託價格は八月十一日倫敦株式取引所に於ける中値を以てすること、後

日指定せらるる有價證券に於ては指定前日の同様値段を以てすることを公にし、A計畫の下に現に國庫に預託せられたる米國弗證券は千九百十六年九月十四日前に、預託者より希望を申出づるときは、B計畫に移すを得ることを示したり。

政府が預託證券を賣却する權利を保留したる一事はB計畫を實行するに當り、大なる誤解を民間に惹起する原因となれり。然れども政府の意思は單に外國に募集する公債の擔保として、預託證券を使用するに止まり、現に大藏大臣も八月二十三日下院に於て、預託證券を賣却するが如きは、英國政府に於て公債を發行する能はざるに至る遠き將來の問題なることを明言したり。始めB計畫は任意的なりしが、結局A計畫に於けると同じく、一磅に付き二志の附加所得税を預託せられざる證券の所得に賦課すること

となり、更に八月二十四日B計畫に包含す可き有價證券の目次發表せられたるに次いで、時に追加せられ、一方に十二月十六日A計畫は廢止せられ、同計畫に預託せられたる證券は總てB計畫に移ることなれり。

證券動員の計畫に對して、歩を進めたるものは、證券徵發の計畫是れなり。即ち千九百十七年一月二十五日政府は金融上の地位を鞏固ならしむる爲めに必要なりと認むるときは、或る種類の有價證券に國家防護律を適用し、之を徵發するを得べく、賠償金は證券が任意に國庫に賣却せらるる際に其代價を決定すると同一の原則に據る可く、又國庫が證券を一時必要とするときは、額面價格百磅に付き十志の料金を支拂ひて、之を借入るを得べし。

千九百十七年四月合衆國が聯合國に加擔して戦争に参加するや、爾來聯合諸國の合衆國に於

て發行する公債には擔保を要せざるに至れるを以て英國政府亦五月中旬に至り、爾今B計畫の下に有價證券の預託を受くることを中止する旨を公にしたなり。然も國庫は合衆國に於て賣却するに適する合衆國并に加奈陀弗證券を直接に買入るるの希望を有するや、論を俟たざるなり。

### 銀價に關する研究 (下)

小林 武 男

#### 第三 銀價調節に關する各國の施設

##### 一、銀輸出入の管理

銀價の騰貴に就て最も打撃を蒙むるは英國政府にして、銀價の四十片に近かんとする昨年七月印度政府をして先づ留比銀貨の鑄造、破粹又は流通外に使用するを禁止せしめ、更に尋で銀